

# 事業区分変更（事業区分変更許可申請書及び許可証書換申請書）の提出書類一覧

監理団体名：

R4.7.20

（許可番号：許\_\_\_\_\_00\_\_\_\_\_）（許可日 \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_）

!

事業区分を変更する場合、以下の書類が必要となります。

- ・ 特定監理事業→一般監理事業 ①～③①
- ・ 一般監理事業→特定監理事業 ①～⑮、⑳～㉔

## 事業区分変更(特定⇄一般)〈正・副〉

番号	チェック	必要な書類	備考
①	<input type="checkbox"/>	事業区分変更（事業区分変更許可申請書及び許可証書換申請書）の提出書類一覧	本表
②	<input type="checkbox"/>	事業区分変更許可申請書及び許可証書換申請書	別記様式第16号
③	<input type="checkbox"/>	監理事業計画書	別記様式第12号
④	<input type="checkbox"/>	直近の事業年度に係る財務諸表（損益計算書・貸借対照表）	
⑤	<input type="checkbox"/>	預金残高証明書等の現金・預金の額を証する書類	
⑥	<input type="checkbox"/>	申請者の誓約書	参考様式第2-2号
⑦	<input type="checkbox"/>	監理責任者の就任承諾書及び誓約書の写し	参考様式第2-5号
⑧	<input type="checkbox"/>	健康保険等の被保険者証の写し （監理責任者の常勤性が分かるもの）	貴団体での加入状況が分かる健康保険等の被保険者証の写し及び健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写しなど ※健康保険の被保険者証の写しは「記号・番号・保険者番号」について、黒マジック等でマスキングをして見えないようにして提出してください。
⑨	<input type="checkbox"/>	監理責任者等講習の受講証明書の写し	複数の場合全員分提出 過去3年以内に受講したものを提出してください（監理責任者等講習は3年ごとに受講が必要です）。
⑩	<input type="checkbox"/>	外部監査人（又は指定外部役員）の就任承諾書及び誓約書の写し	参考様式2-7又は2-8
⑪	<input type="checkbox"/>	外部監査人及び指定外部役員の講習の受講証明書の写し	過去3年以内に受講したものを提出してください（監理責任者等講習は3年ごとに受講が必要です）。 外部監査人及び指定外部役員に必要な講習は、監理責任者等講習です。
⑫	<input type="checkbox"/>	協定を締結している送出国の一覧	送出国の「名称」「国名」「住所」「代表者名」が分かるようにしてください。 （任意様式）
⑬	<input type="checkbox"/>	監理団体の許可に関する外国の送出国の誓約書	参考様式第2-11号 ※外国政府認定送出国ではない場合に提出が必要です。
⑭	<input type="checkbox"/>	外国の送出国の推薦状	参考様式第2-12号 ※外国政府認定送出国ではない場合に提出が必要です。

⑮	<input type="checkbox"/>	外国の送出国機関が徴収する費用明細書	参考様式第2-10号 ※外国政府認定送出国機関ではない場合に提出が必要です。
⑯	<input type="checkbox"/>	優良要件適合申告書（監理団体）	参考様式第2-14号 ※1
⑰	<input type="checkbox"/>	入国後講習時の宿泊施設に係る平面図、賃貸借契約書及び個室の写真	優良要件適合申告書（監理団体）記4Ⅳ①を加点対象とする場合に提出が必要です。
⑱	<input type="checkbox"/>	実習時の宿泊施設について監理団体が確保している物件（実習生のみが利用する個室があるものに限る）を実習中の実習生に貸与した際の賃貸借契約書、平面図	優良要件適合申告書（監理団体）記4Ⅳ②Aを加点対象とする場合に提出が必要です。
⑲	<input type="checkbox"/>	実習時の宿泊施設について、実習生又は実習実施者からの相談に乗り、条件に見合う宿泊施設を紹介（実際に借り上げに至った場合に限る）した際の相談記録、当該物件の平面図及び賃貸借契約書	優良要件適合申告書（監理団体）記4Ⅳ②Bを加点対象とする場合に提出が必要です。
⑳	<input type="checkbox"/>	実習生が自らの意思で住居を選び自ら賃貸借契約を結んだ際の連帯保証人又は家賃債務保証業者が確認できる賃貸借契約書	優良要件適合申告書（監理団体）記4Ⅳ②Cを加点対象とする場合に提出が必要です。
㉑	<input type="checkbox"/>	講習受講者名簿	参考様式第2-14号 別紙1
㉒	<input type="checkbox"/>	受検技能実習生名簿	参考様式第2-14号 別紙2（旧制度・現行制度）
㉓	<input type="checkbox"/>	やむを得ない不受検者名簿	参考様式第2-14号 別紙3（旧制度・現行制度）
㉔	<input type="checkbox"/>	実習先変更による受入れ技能実習生名簿	参考様式第2-14号 別紙4 対象が複数人いる場合は提出が必要です。旧配点の場合でも提出が必要です。
㉕	<input type="checkbox"/>	実習先変更支援ポータルサイトへ登録した実習実施者の登録画面の写し	新配点の場合は提出してください。
㉖	<input type="checkbox"/>	返信用封筒（84円切手を貼付した長形3号）	申請受理票送付用 送付先を記載してください。
㉗	<input type="checkbox"/>	返信用封筒（ <b>レターパック（赤）</b> 又は460円切手を貼付した角形2号封筒）	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請結果の通知を郵送で希望する場合に提出してください。</li> <li>郵便事故防止等のため、<b>レターパック（赤）</b>を提出してください（460円分の切手（簡易書留の郵送料）を貼付した角形2号封筒でも可です）。</li> <li>レターパック（赤）又は角形2号封筒には、送付先（申請者、担当者等）を明記してください。</li> <li>当該封筒の提出がなかった場合は、申請先である機構本部へお越しいただいた上で、結果を通知することになります。</li> </ul>
㉘	<input type="checkbox"/>	委任状	サンプルを機構HPに掲載しています。 <a href="https://www.otit.go.jp/youshiki/">https://www.otit.go.jp/youshiki/</a>
㉙	<input type="checkbox"/>	申請手数料（収入印紙）	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請内容に応じた適正な金額に相当する収入印紙を①事業区分変更許可申請書及び許可証書換申請書（正本）の1枚目に貼付して納付してください。</li> <li><b>一般監理事業→特定監理事業への区分変更の場合は、納付不要です。</b></li> </ul> <p>基本額 1件につき 2,500円 加算額 事業所が2以上の場合 900円×（事業所数-1）</p>

③⑩	<input type="checkbox"/>	調査手数料払込申告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットバンキングでの振込みは認められないため、ご注意ください。</li> <li>・申請内容に応じた適正な金額を事前に当機構口座にお振込みください。</li> <li>・振込証明書は、台紙に貼付の上、申請者名等を記載してください。</li> <li>・一般監理事業→特定監理事業への区分変更の場合は、納付不要です。</li> </ul> <p>基本額 1件につき 47,500円  加算額 事業所が2以上の場合  17,100円×(事業所数-1)</p> <p>【監理団体の許可手数料専用振込先】  金融機関：三井住友銀行  支店名：東京公務部（トウキョウコウムブ）  店番号：096  口座番号：0176809  口座名義：外国人技能実習機構（カクゴクジヤクシユウキョウ）  口座種別：普通預金</p>
③⑪	<input type="checkbox"/>	登録免許税納付申告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録免許税15,000円を事前に納付し、領収証書を貼付用台紙に添付し提出してください。</li> <li>・一般監理事業→特定監理事業への区分変更の場合は、納付不要です。</li> </ul> <p>【納付場所：麹町税務署】  税目番号：221  税務署名：コウジマ  税務署番号：00031017</p>

※1 優良な監理団体の基準については、令和2年11月24日より基準が変更され、原則として150点満点で90点以上を獲得した場合に「優良」と判断します。  
詳しくは、機構HPをご確認ください。  
[https://www.otit.go.jp/jissyu\\_unyou/](https://www.otit.go.jp/jissyu_unyou/)

※2 介護職種において第3号技能実習生を実習監理するためには、介護職種の優良要件適合申告書（介護参考様式第11号）において、一定以上の点数を満たし、許可条件の変更を受けている必要があります。制度の詳細については「技能実習制度運用要領 ～介護職種の基準について～」を、必要な書類については、機構HPの「監理団体の皆様へ→事業区分変更の申請」を参照してください。